

## 第25回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 平成30年5月2日(水) 午後1時30分～午後4時40分
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 9名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 5、議事日程
  - ①第1 議事録署名委員の指名 1番 池田好春委員 2番 小池正人委員
  - ②第2 報告第 62号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第 112号 農振法第13条の規定による変更申請について(除外)  
報告第 63号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて  
議案第 113号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 114号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 115号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 116号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定  
により定める農用地利用配分計画(案)について  
議案第 117号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定  
により定める農用地利用配分計画(案)について(保留分)  
議案第 118号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画について  
議案第 119号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画について(保留分)  
報告第 64号 農地等形状変更届出について  
報告第 65号 農地法第4条適用除外の証明願いについて

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化相談員	橋口 浩

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	途中まで参加
3	巨瀬 茂行	×	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 瞳	○	

7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	
計	9人		

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
母ヶ浦・西葉	中西 和明	

7. 会議の概要

事務局	定刻を少し過ぎましたけれども、只今から第25回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、巨瀬委員の欠席及び9名出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。1番池田委員と2番小池委員にお願いいたします。よろしくお願いいいたします。審議に入れます前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。ここで先月の総会のことで報告いたします。〇〇区の〇〇〇〇さんから申請のあった4条転用の案件がございました。土地の所在地大字〇〇字〇〇丁〇〇番地〇、地籍は〇〇平メートル、スギとヒノキ〇〇本の植林の件でございます。申請地番を〇〇〇土地改良区の事務所に問い合わせた結果は当事務所には関係する農地ではないとの返事をいただきましたので、報告いたします。では、慣例により会長に議長をお願いします。
会長	改めまして、こんにちは。久しぶりに雨となり田畠が潤ったと思っているところです。連休の間の平日であり、本当に忙しい中、定例総会に参加いただきましてありがとうございます。今日は議題が多いので簡潔に行きたいと思います。本日の議題は議案8件と報告4件であります。 早速、審議に入れます。報告第62号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題といたします。本件につきましては一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局	総会議案・説明資料の1頁から4頁をご覧ください。報告第62号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてでございますが、1頁から4頁の記載のとおり番号1から16までの16件となっています。合計39筆で面積が29,365平米となっています。内訳は田が29筆25,698平米、畠は10筆3,667平米でございます。解約事由は双方合意による借入変更のためが7件で、農地法3条申請のためが6件で、農地法5条申請のためが3件となっております。以上で報告第62号の説明を終わります。
議長	それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問・意見はありませんか。 ありませんか。
	(はいと言う声あり)
議長	質問も無いようですので、これで報告第62号を終わります。
農政係	議案第112号農振法第13条の規定による変更申請について(除外)を議題といたします。農林水産課農政係より説明をお願いいたします。
	定例総会、ご出席の皆様お疲れさまです。農林水産課農政係の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。今回は農振法第13条に規定による除外3件の申請がされていますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。それでは、議案第112号の説明させていただきます。お手許の議案書は5頁、位置図は1頁をご参照ください。1件目は所在地が〇〇字〇〇甲〇〇番地〇、地目は田になります。面積は該当1筆で195平米です。変更目的は普通住宅の建築が計画されております。申請人は当該農地の所有者である〇〇〇〇氏、関係する機関の同意としましては、隣接する農地の所有者・区長・生産組合長と担当農業委員の方の同意をいたしております。本件に関する意見書としましては佐賀県農業協同組合並びに鹿島市土地改良区に依頼しているところです。申請地は県営土地改良事業が施されていまして、第1種農地となっています。周囲の状況ですが北側は隣接農地、南側は所有農地、東側が宅地、西側が里道となっています。今回の申請理由の概要ですが、当初〇〇氏により農地として取得がなされました。申請人の居住地である〇〇町から遠く、水田としての状況も悪く、耕作がされないまま荒廃していました。数年前の隣地の宅地造成の際に盛り土されており、事実上宅地化されている状態でした。今後も農地として利用する予定も立たないということで、今回不動産業者を通し、宅地として売却したいとの申出で、買受を予定されている方との話も済んでいるということでした。買受の希望者は他の土地よりも条件的に当該申請地が良いということで、住宅建築計画に必要な1筆分を農用地から除外されるものです。説明を続けさせていただきます。位置図は2頁をご参照ください。2件目の案件は〇〇字〇〇乙〇〇番地〇外4筆でございます。面積は6,511平米です。〇〇地区で変更の目的は〇〇〇〇〇〇の移転建設用地です。申請人は〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏で、それぞれの所有者です。この案件も隣接農地の所有者・区長・生産組合長及び担当農業委員の方から同意をいたしております。意見書につきましては佐賀県農業協同組合に依頼をしているところです。周囲の状況ですが北側は隣接農地で、こちらは樹園地になっています。南側は現在の〇〇〇〇が建っています。東側は里道を挟んで農地、西側は当該施設の駐車場となっています。この申請は隣接する現施設の老朽化に伴う移転建設が計画されていて、周囲において代替地の検討もなされました。諸々の理由により断念されております。当該申請農地は現在ほぼ耕作されていない状態で、現施設からも隣接していて、他に適地が見つからなかつたことから、今回施設の建設設計画に必要な農地を農用地から除外されるものです。続きまして位置図3頁をご参照ください。3つ目の案件は〇〇〇〇字〇〇の〇〇番地と〇〇番地となります。2筆合計で158平米です。こちらの変更目的は敷地の拡張によるものです。申請人は〇〇〇〇氏で所有者の方です。こちらも区長・生産組合長及び担当農業委員の方から同意を得ているところです。先程と同じく意見書につきましては佐賀県農業協同組合と鹿島市土地改良区に依頼しているところです。この2筆は

	県営土地改良事業の対象農地であり、また農地多面的支払制度の対象農地でもあります。周囲の状況ですが、北側は農道を挟んで農用地、南側は市道を挟んで農用地、東側は隣接農地、西側は隣接宅地の進入路になっています。当該申請地は昭和60年代から申請者の宅地の一部として事実上使用されてきております。新たに宅地敷地内で増築が計画されておりまして、この2筆にコンクリートを打設して、宅地としての利便性を向上させたいとの意向です。今回の計画のために2筆分の面積を農用地から除外されるものです。説明の概要は以上となります。ご審議、よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、質問・意見をお伺いいたします。 5番委員どうぞ。
5番委員	1番の大字〇〇の案件は地図を見ますと、今回申請地の東隣には既に家が建っていますよね。ここを造成する時に今回の申請地まで盛り土をされてしまっているとのことですが、この宅地の元々の所有者は今回の申請人ですか。
農政係	以前農地だった時の所有者については、調べないと分かりません。
5番委員	その時の所有者が今回の申請者の〇〇〇〇氏だったとすれば、旦那さんは〇〇町の〇〇〇〇を以前されていましたから、〇〇〇〇会へ農地の形状変更届出を申請しなければならないという認識を持たれていて当然かなと思います。また、この近くで農地転用をされていますが、このときの申請には問題が無かったのでしょうか。
8番委員	私と〇〇委員(6番委員)は当時から農業委員をしていますが、転用には色々と問題がありました。申請と食い違う点があったようです。
6番委員	はい。農業委員会から指導や注意もしたのですが効き目はありませんでした。この頃に申請地に事務局職員と行き現地を確認したことがあります。このときには盛り土をされた上に砂利まで撒かれていて農地とは言えない状態でした。この頃に申請人はこの辺りの農地を買収までされています。
5番委員	申請地はもう農地には戻らないだろうし、次回は5条転用申請がされることになると思います。ここには現在〇〇地区にアパートを借りておられる方が家を建てられると聞いたので、農振除外の書類に印鑑を押しましたが、このような悪質な違反転用には対策をしなくてはいけないのではないかでしょうか。
議長	本当に悪質なケースだと思います。
農政係	今回申請される際に始末書を提出されています。
議長	始末書はいつもの通りの決まり文句ですか。このような事例が増えたら、農業委員会の役割を問われます。今回は農振地からの除外ですので、既に盛り土もしてあることから認めるとしても、次の5条転用申請が出されたときは総会へ譲渡人を呼び出しましょうか。確かに始末書の提出だけでは効き目がないと思われますから。
8番委員	この一帯をもう一度確認しておく必要があると思います。
9番委員	呼び出したときは、申請人が現在所有している農地(今回申請地の北側)を今後どのように利用されるつもりなのかの確認までした方が良いと思います。今回の農振除外の申請を通すのであれば、このことについては牽制をしておく必要があると思います。
議長	その部分は農振地から除外されていますか。
農政係	執務室に戻り確認して来ます。(退出)
議長	1番については確認ができるまで後に回します。2番と3番についてはどうでしょうか。 私が2番の担当委員へ質問ですが、〇〇〇〇〇〇が移転した後はどうなるのでしょうか。
2番委員	現施設である平屋の建物は移転後に取り壊されて、更地になるようです。その後は地元の〇〇区が有効利用できるようにという説明を公民館で受けています。例えば老人会のグランドゴルフ場という説明でしたが、そうするには今のコンクリートを全て剥がす必要があり、費用が嵩むという問題があるようです。
議長	もう一つ今回の申請地の西側に水路が南北に走っていますが、この水路の整備について

	は何かありませんでしたか。
2番委員	この水路は浜川から取水している重要な用水路の嶽水道ですから、U字溝等で整備をし もらうことになっています。また、水路の下流域にはまだ農地が残っています。
議長	この2点については、公共性も高いことですから、農地転用を農業委員会に申請される前 には、地元に相談があると思いますから、○○委員から条件として付けてください。 他に質問等ありませんか。質問も無いようですので、採決は1番の報告が農政係からあつ てからにしたいと思います。  それでは報告第63号農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたし ます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料の6頁をお開きください。位置図の4頁も併せてご覧ください。 番号1の説明をいたします。土地の所在地は大字○○字○○丙○○番地○でござ ります。登記地目は畠で、現況地目は雑種地でございます。登記面積は3,421平米 です。過去に許可を受けた譲受人は○○区です。許可を受けた譲渡人は大字○○の ○○○○さん72歳無職の方です。許可された転用の目的は公民館駐車場、運動広場 及び倉庫です。許可された施設の概要は倉庫1棟33.06平米、駐車場861.94平米、運 動広場598平米と法面1,928平米でした。農地区分は2種農地です。許可された日付 及び番号は平成20年3月28日の佐賀県指令219農漁第5~4640号です。取消理由 ですが、計画していた○○区の駐車場及びゲートボール場について、区の総会で承 認が得られず断念することになったとのことがありました。説明は以上です。
議長	それでは質疑に入ります。只今の説明について質問はありませんか。 9番委員どうぞ。
9番委員	現地調査に行った際に、税金の話をしましたが、この件はどうでしたか。
事務局	課税は現況地目である雑種地でされています。この後に許可を取り消したら、どうなるの かを税務課に確認しました。雑種地で課税した税金は許可が取消されても変更することは ないそうです。現況を○○さんが畠に戻されれば、現況地目を畠に戻して、畠として課税す ることありました。今までは雑種地での課税が続くそうです。
9番委員	もう1つ質問です。取消理由についての質問です。○○区が駐車場とゲートボール場を計 画して、区の総会で否決されたとありますが、何故○○区で購入されていたのですか。
議長	許可を受けた当時の経緯を確認しました。区の役員数名で決めて、先行取得されたよう です。区の予算に見合わない投資のため、区民の同意が得られなかつたと書かれていました。 これに加えて土地代も支払い、登記まで終えたとも書かれていました。 私見として、この件は農業委員会の総会に諮られており、雑種地に転用されており、農業 委員会の手を離れていると考えたのですが、登記地目は畠であるので再度農業委員会総 会に諮り、畠に戻したいとのことでした。
5番委員	今税金は誰が納められているのですか。○○区ですか。
議長	そうです。
5番委員	結構な金額になりますよね。
	返される○○さんもこの後管理していくのも大変ですよね。また、一部は畠にも見えます が、一部には碎石を入れて駐車場等にされていますから、畠に戻すのも大変と思います。 この件は県にも確認していますが、議案でなく報告でよろしいとのことでありました。
議長	他に質問・ご意見はありませんか。ありませんか。 質問が無いようですので、これで報告第63号を終わります。
	次7頁です。議案第113号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承 認について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは1番についてご説明いたします。この件は追認の案件です。位置図の5頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇丙〇〇番地〇及び大字〇〇字〇〇〇〇丙〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目2筆共に畠で、登記面積はそれぞれ55平米と39平米です。譲受人は〇〇区で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳農業の方です。転用の目的は露天駐車場で、施設の概要ですが駐車場4台分39平米と進入路55平米となっています。農地区分は2種農地で周囲の状況は東が宅地、西は里道と宅地、南は水路、北は里道と原野となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件なしとなっていますが、始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
6番委員 (担当委員)	申請地は国道207号から約300メートル入った〇〇区公民館の駐車場の西側と東側にあります。この〇〇区の駐車場は元々譲渡人の〇〇〇〇さんの宅地がありましたが、〇〇区が駐車場として購入されています。現在の公民館は老朽化していますので、建替えの際はこちらに建てるという意向を聞いています。以上が報告ですが、始末書には何と書かれていますか。
議長	事務局で始末書を読み上げてください。
事務局	始末書を読み上げます。この度下記の土地につきまして、農地法等の手続きを理解していなかったため、平成24年8月から現在まで進入路と駐車場として利用して参りました。今後はこのようなことの無いよう農地法等の内容を十分に理解し、努力して参りたいと存じますので寛大な処置とご指導をいただきますようよろしくお願ひいたします。以上です。
議長	〇〇番地〇の方は畠に登っていく道路に、〇〇番地〇の方は駐車場に畠から既に変わっています。同時期に畠から変えられたようです。 5番委員どうぞ。
5番委員	〇〇番地〇の方は〇〇〇〇さんの家への進入路ではないですか。
議長	いいえ。もっと上にミカン畠があります。そちらに行くための公道です。〇〇〇〇さんの家がその途中にあるという感覚です。
5番委員	それでは、公道に〇〇さんが寄付されたのでしょうか。
議長	お金の遣り取りがあったとは聞いていません。
6番委員 (担当委員)	元々、この道は無かったのですが、〇〇区の〇〇地区に行くには一旦国道に出て行っていました。遠い上に国道を通る必要があったことから、この道が山を削って新設されました。
議長	なるほど、分かりました。 他に質問はありませんか。
	(ありませんという声あり。)
議長	質問も無いようですので、採決をしたいと思います。 1番について、賛成される方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。 それでは2番について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	2番の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく7頁、位置図は6頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇〇〇番地〇及び大字〇〇字〇〇甲〇〇番地、同甲〇〇番地、同甲〇〇番地、同甲〇〇番地、同甲〇〇番地でございます。登記地目・現況地目は7筆共に田です。登記面積はそれぞれ136平米、362平米、533平米、608平米、582平米、632平米、179平米で合計3,032平米となります。譲受人は大字〇〇の〇〇不動産で、譲渡人は2人おられます。〇〇区の〇〇〇〇さん61歳漁業の方と〇〇区の〇〇〇〇さん76歳無職の方です。転用の

目的は宅地分譲を計画されています。施設の概要は10区画の分譲区画が2,410平米と通路その他が684平米、公園99平米、ゴミ置場3平米となっています。あと大字〇〇〇番地〇の雑種地43平米とこの付近の水路及び里道121平米、合せて164平米が同時申請地として開発申請されています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東が水路と宅地、西は道路と墓地と水路、南は水路と道路、北は宅地と水路になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。あと都市建設課の方に里道形状変更申請と公有水面占用申請がされています。公共下水道が西側の市道に埋設されており、環境下水道課へ協議がされているとのことありました。番号2の説明は以上です。

議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
8番委員 (担当委員)	申請地は〇〇〇前の市道を南へ400~500メートル行くと信号機がありますが、その付近になります。譲渡人の〇〇さんはこの農地の耕作を妹婿に任せしていましたが、お亡くなりになって耕作してもらう方がいないということで、もう1人の譲渡人の〇〇さんは代替地を取るということのようですので、ご審議方よろしくお願いいいたします。
議長	ありがとうございました。只今の説明について質問はありませんか。 (ありませんという声あり。)
議長	質問も無いようですので、採決したいと思います。 それでは2番について、賛成される方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は許可相当として県へ送付いたします。 それでは次に3番について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	番号3の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく7頁、位置図は7頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇の〇及び同〇〇〇〇番地〇の〇でございます。登記地目は畠で、現況地目はその他雑種地と畠です。登記面積は227平米と322平米なっています。あと大字〇〇〇〇番地の原野204平米と同〇〇番地〇の宅地392.16平米、合せて596.16平米が同時申請地として開発申請される予定です。譲受人は〇〇市の宅建業者㈱〇〇〇〇〇〇で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん外5名の方です。転用の目的は宅地分譲で、施設の概要は4区画の分譲区画が計画されています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と道路、西は宅地と水路、南は宅地、北は宅地と道路となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。なお、公共下水道が整備された区域となっています。説明は以上です。
議長 (担当委員)	では、ここで担当委員の調査報告をいたします。申請地は〇〇を通って〇〇に入った正面です。以前、ここには〇〇〇という借家がありましたが、取り壊されていました。土地の所有者が変形な土地ですが、この付近の宅地を原野と共に売りたいとの意向で申請されていますので、ご審議方よろしくお願いいいたします。 質問をお受けいたします。6番委員どうぞ。
6番委員	申請地は〇〇番地〇と書かれた家を取り囲むようにありますが、これをどのように4区画に分譲するのですか。
事務局	(ホワイトボードに絵を書いて、説明する。)
議長	5番委員。
5番委員	〇〇〇〇〇〇の西側に南北に細長い土地がありますが、ここは何に利用されるのですか。
議長	ここも1軒分の区画となっています。
5番委員	こんな狭い所にもですか。

議長	他にありませんか。質問も無いようですので、採決したいと思います。 3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、3番は許可相当として県へ送ります。  それでは4番について、説明をお願いいたします。
事務局	続きまして4番について説明いたします。総会議案・説明資料の8頁をお開きください。位置図の8頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇丙〇〇番地、同じく丙〇〇番地及び同じく丙〇〇番地でございます。登記地目・現況地目3筆共に田で、登記面積はそれぞれ168平米、818平米、480平米です。譲受人は〇〇区の株式会社〇〇〇〇で、譲渡人は3人おられます。〇〇区の〇〇〇〇さん70歳無職の方、〇〇区の〇〇〇〇さん58歳、無職の方と〇〇区の〇〇〇〇さん66歳、無職の方です。転用の目的は露天駐車場で、施設の概要は19台分の駐車スペース354平米、資材置場180平米と通路その他932平米になっております。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが東は水路と田、西は田と宅地、南は水路、北は鉄道用地となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっています。あと都市建設課へ水路の形状変更申請と公有水面占用申請がされています。一番号4の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
1番委員 (担当委員)	株式会社〇〇〇〇は駐車場を近くに賃貸で借りていましたが、この度、裏の田の所有者が売却したいとの意向であったために、株式会社〇〇〇〇が進入路を整備して、駐車場と資材置場に購入することになりましたので、ご審議方よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、質問はありませんか。6番委員どうぞ。
6番委員	申請地の3筆は地目が田ですが、耕作されているのですか。
1番委員 (担当委員)	湿田のため、数年前から耕作されていません。また、申請地は1つの農地を挟んで存在していますが、株式会社〇〇〇〇は間にある田の購入を数年前から考えていたようですが、この農地の所有者の居所が分からなかったので、諦めての申請になったようです。
議長	この付近の田は去年かその前年に遊休農地として確認していました。申請地が離れて存在するので、これを繋ぐ道の整備もする必要があるようです。 5番委員質問どうぞ。
5番委員	位置図には申請地と鉄道の間に畠のマークがあるのですが、ここは鉄道用地なんですね。
農地利用最適化推進委員	鉄道用地を借地して、耕作されています。
議長	6番委員どうぞ。
6番委員	申請地を駐車場と資材置場にするために、どのくらい高められるのですか。
議長	作り土を剥がして、盛り土しないといけないと思いますから、1メートルにはなると思います。 他に質問は無いでしょうか。質問も無いようですので、採決したいと思います。 (7番委員、関係者のため退室)
議長	4番について、賛成される方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、4番は許可相当として県へ送ります。 (7番委員、再入場)
議長	2番委員がこの後の所用ため退出されますので、一つ飛んで6番の審議を行います。6番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号6の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく8頁、位置図は10頁

をご覧ください。この案件につきましては、追認の案件でございます。土地の所在は○○字○○乙○○番地○でございます。登記地目は畠で、現況地目は村落地区となっています。登記面積は383平米です。譲受人は○○市の○○○○さん45歳会社員の方で、譲渡人は○○市の○○○○さん58歳会社員の方です。転用の目的は倉庫で、施設の概要は倉庫1棟84.37平米と通路その他298.63平米です。農地区分は2種農地です。周囲の情況ですが、東は市道、西は里道、南は田、北は里道となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。なお、始末書が提出されています。番号6の説明は以上です。

議長	ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
2番委員 (担当委員)	申請地の北側に家が建っているのですが、ここには譲渡人の両親が住んでおられましたが数年前にご主人が亡くなられて、夫人は○○市の息子さんの所へ転出されましたので、空き家になっていました。ここを○○市在住の方が住まい家として購入されました。ただ家の南側の網掛け部分の地目が畠となっていますが、実際は進入路と小屋が建っている状態です。譲受人の方は夫婦で○○市から鹿島市内に勤めに来られています。ここを購入されて、転入されて来られますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について質問をお受けいたします。6番委員どうぞ。
6番委員	現況地目に村落地区と記載されていますが、どういうことか教えてください。
事務局	市の税務課に確認しましたところ、現況が宅地になっている所は課税上、村落地区という表記をしているとのことでした。
議長	よろしいでしょうか。質問はありませんか。
	(質問ありませんという声あり)
議長	他には無いでしょうか。 それでは6番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成により、6番は許可相当として県へ送付します。
	(2番委員、別の総会参加のため、退出)
議長	5番の説明を事務局からお願いいたします。
事務局	それでは戻りまして、5番の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく8頁、位置図は9頁をご覧ください。土地の所在は大字○○字○○○○番地○の○、同じく○○番地○の○、及び同○○番地でございます。登記地目は畠で、現況地目は普通宅地と畠です。登記面積はそれぞれ49平米、132平米と49平米となっています。譲受人は○○区の○○○○さん47歳自営業の方で、譲渡人は○○郡○○町の○○○○さん90歳無職の方です。転用の目的は露天駐車場で、施設の概要は8台分の駐車場100平米と通路その他130平米が計画されています。農地区分は3種農地です。周囲の状況で ですが、東は市道、西は畠、南は宅地、北は宅地と畠となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。あと都市建設課に道路法24条工事申請がされています。これは雨水排水を市道の向こう側の水路まで工事するための申請です。なお、始末書が提出されています。番号5の説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
8番委員 (担当委員)	申請地は○○○○本社に入る進入路の横にある農地です。譲受人は○○の○をされているのですが、生徒の送り迎えをする父兄の駐車場が無いために、ここを購入されます。申請地の奥に農地が1筆残りますが、○○○○に入る進入路は幅1.5メートルの里道を拡幅してありますので、問題はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	6番委員、どうぞ。
6番委員	譲受人の家では○○○○○○の取扱店をされていたと思いますが、○○も両方されるの

	ですか。
事務局	〇〇〇〇〇〇の取扱店は止められていますので、その部屋を〇〇にされています。
6番委員	位置図には四角で建物のように記載がされていますが、何かあるのですか。
議長	小屋が建っています。現況地目も普通宅地になっています。そのために始末書が提出されています。 他に質問はありませんか。
	(ありませんという声あり)
議長	無かつたら、5番について採決します。5番について賛成される方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成により、5番は許可相当として県へ送ります。
	(農林水産課 農政係担当 再入室)
議長	ここで農林水産課農政係の職員が戻りましたので、議案第112号の農振法第13条の規定による変更申請についてに戻ります。1番の申請地周辺が既に農振地から除外されているのかの報告を受けたいと思います。
	それでは先程確認の指示がありました件について、説明いたします。今回農振除外申請地とその北側にある5筆の農地についてはまだ青地になっていました。この5筆のうちの3筆が今回の申請人の家族が所有されているのですが、農地が嵩上げされていて、農地の様相を呈していない所があるようです。(平成25~26年からこれまでの分筆や売買の経緯や青地と白地の範囲について説明。更にそれ以前に行われた圃場整備のことにも触れて説明がある。)
議長	今の説明を聞くと、〇〇〇〇の駐車場は農振除外を受けないで、埋立てであるようです。どのように取り計らいましょうか。結論を出しますか。
8番委員	結論は先送りにしましょう。もうしばらく考えたほうが良いと思いますが。現地を再度確認した方が良いと思います。(結論は急がなくともいいのではないかとの声あり。その方が良いという声あり。)
議長	ここで結論を出さなくとも、いいのではないかという声が多いようですので、この件に関しては保留といたします。 それでは2番と3番について、採決をしたいと思います。賛成される方は挙手してください。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番と3番については、承認することにします。
	(農林水産課 農政係担当 退室)
議長	議案第113号の7番が残っていますので、こちらの審議をします。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号7の説明をいたします。総会議案・説明資料は9頁、位置図は11頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇甲〇〇番地〇、同甲〇〇番地〇、同甲〇〇番地〇、及び同甲〇〇番地でございます。登記地目・現況地目は4筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ282平米、30平米、43平米、68平米で、合計423平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん27歳、会社員の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん78歳、農業の方です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟78.50平米と4台分の駐車場60平米、通路その他248.54平米です。農地区分は2種農地です。周囲の情況ですが、東は畠、西は道路、南は宅地と畠、北は宅地となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。譲受人と譲渡人の関係は孫と祖父の関係になられます。番号7の説明は以上です。
議長	ではここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
5番委員	位置図を見ていただくとお分かりになると思いますが、譲渡人が家の前に所有する田ん

	ぼにお孫さんが家を建てられるということで、周囲の状況も家屋が多く、他の農地に支障をきたす所ではありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	位置図を見ると、申請地の東側に宅地があり、その間に農地が残るようですが、田んぼですか。
5番委員	田んぼではなく、現地には土を積んでありました。この所有者は○○さんでは無いようです。
事務局	この畠は隣の○○さんの所有です。今後も耕作を続けられるようです。隣接耕作者であるこの方からも同意を取っておられます。
議長	質問はありませんか。 (ありませんという声あり。)
議長	質問も無いようですので、採決をしたいと思います。それでは7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により7番は許可相当として、県へ送ります。
	次に議案第114号農地法第4条による農地等の転用許可申請承認についてを議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料の10頁をお開きください。位置図の12頁も併せてご覧ください。番号1の説明いたします。土地の所在は大字○○字○○甲○○番地○でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は149平米です。申請人は○○区の○○○○さん59歳、農業の方です。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は4台分の駐車場64平米、進入路46平米と通路その他が39平米です。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と北は宅地、南は市道となっています。協議書ありで条件はなしとなっています。番号1の説明は以上です。
議長	はい。ありがとうございました。今日は担当委員が都合により、早退しましたので、事務局から補足で説明をお願いします。
事務局	12頁の位置図で説明します。申請地が左下に斜線入りで記載されています。ここが今回申請の農地部分ですが、この左側に現在の家屋への進入路があります。この位置を今回の申請地の右端にして、倉庫に入り易いように変えたいとのでした。残りを4台分の駐車場にしたいとのことでした。現在○○さんは農業で、数人のパートの方を雇用されています。この方達が路上駐車をされていて、来客も路上に駐車をするしかない状態なので、駐車場の確保を行うとのことでした。説明は以上です。
議長	はい。ありがとうございました。只今の説明で質問・意見はありませんか。9番委員どうぞ。
9番委員	総会前の現地調査で行ったときには、浄化槽を埋めるための穴が掘ってありませんでしたか。
事務局	許可が出る前に、駐車場内に埋設する浄化槽の工事が始まっていたようです。
9番委員	始末書くらいは取らないといけないのではないか。
議長	今回の駐車場工事の中に浄化槽設置も含まれているようなので、許可が出る前の着工ですので、事務局は始末書を取ってください。
事務局	はい。分かりました。取るようにいたします。
議長	他に質問はありませんか。 無いようですので、採決したいと思います。1番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成により1番は許可相当として、県へ送ります。
	それでは議案第115号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	総会議案・説明資料の11頁をお開きください。位置図の13頁も併せてご覧ください。番号1について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、同〇〇番地、同〇〇番地と大字〇〇字〇〇〇〇番地、同〇〇番地〇、同〇〇番地〇でございます。登記地目及び現況地目は6筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ363平米、1,792平米、81平米、5,548平米、158平米、1,152平米となっています。譲受人は大字〇〇の〇〇〇〇さん67歳、農業の方で、譲渡人は同じく大字〇〇の〇〇〇〇さん87歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は贈与によるとなっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がっているところでございます。番号1の説明は以上です。
議長	はい。ありがとうございました。只今の説明について質問はありませんか。 ありませんか。質問も無いようですので、採決したいと思います。それでは1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、1番は許可することにいたします。 次に2番について説明をお願いいたします。
事務局	番号2について説明いたします。総会議案説明資料は同じく11頁、位置図は14頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇乙〇〇番地〇及び同〇〇番地〇でございます。2筆共に登記地目は畠で、現況地目は樹園地となっています。登記面積はそれぞれ2,054平米、6,552平米となっています。譲受人は大字〇〇の〇〇〇〇さん35歳農業の方で、譲渡人は〇〇郡〇〇町の〇〇〇〇さんですが、成年後見人の〇〇〇〇さんとなっています。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がっているところでございます。番号2の説明は以上です。
議長	事務局に確認しますが、申請地は今回〇〇〇〇の再生をしようとしている所とは被っていませんよね。隣接しているだけですよね。
事務局	はい。そうです。 質問はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	〇〇さんの牛小屋を買われるのですか。
事務局	牛小屋の所を含めての購入です。
議長	まあ、牛小屋の様相は呈していませんでした。屋根は落ちていましたから。譲受人の〇〇さんが牛舎をやりたいという意向は聞いていました。他に質問はありませんか。 それでは2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員で2番は許可することにいたします。 それでは3番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	番号3について説明いたします。総会議案説明資料は同じく11頁です。位置図は15頁と16頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地及び大字〇〇字〇〇甲〇〇番地〇及び同〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は3筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ1,214平米、1,437平米、489平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん31歳、農業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん88歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は贈与によるとなっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さん

	で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでござります。番号3の説明は以上です。
議長	はい。6番委員、ここは問題ないですよね。
6番委員 (担当委員)	祖父から孫への贈与は贈与なのですが、何と言われましたか。思い出せません。
事務局	孫の〇〇さんが青年就農給付金を新規就農で受給されていたのですが、受給後3年以内に自分の農地を持たなければいけないという縛りがあるために、今回の贈与となっているようです。
議長	ということですので、許可をお願いいたします。質問はありませんか。 それでは3番について許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、3番は許可することにいたします。  それでは次に4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。総会議案説明資料は同じく11頁、位置図は17頁を開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇戊〇〇番地及び同〇〇番地でございます。2筆共に登記地目は畠で、現況地目は樹園地となっています。登記面積はそれぞれ503平米、239平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳農業の方で、譲渡人は〇〇〇〇さんで〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇事務所(〇〇〇)となっています。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大とその他の資金なっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでござります。番号4の説明は以上です。
議長	6番委員、何か補足説明はありませんか。
6番委員 (担当委員)	この4番から6番までの案件は譲渡人の〇〇〇〇さんが〇〇されて、地域の〇〇区の個人で分担して引継ごうということになり、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが購入されています。反当たりの単価もかなり安かったですね。通常の1/3から1/4程度でした。 ただ、現地確認調書についてですが、5番は現地にも行きましたし、調書にもサインと印鑑も打ちましたが、4番と6番は現地にも行っていないし、調書にサインした記憶が無いのです。ちょっと調書を見せてもらえますか。
	(9番委員、現地確認調書を確認する。)
6番委員 (担当委員)	4番と6番のサインは私がしたものではありません。印鑑も調書に打つ印鑑は決めていますが、ここに打ってあるのは、それと違っています。
事務局	農地利用最適化推進委員の〇〇さんのサインと印鑑も3枚同じじゃないようです。本人に確認をしたいと思いますが。
議長	それでは4番と6番は審議が出来ませんね。5番だけ行いますか。
9番委員	購入価格の関連もあるので4番から6番までを保留すべきだと思います。 (そうすべきという声あり。)
議長	それでは4番から6番までの3件は、保留とし、来月の総会で再度審議いたします。
	次に13頁、議案第116号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。この案件については一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は13頁と14頁をご覧ください。議案第116号について一括して説明をします。これにつきましては総会議案・説明資料の24頁と25頁にも記載しておりますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。

整理番号1については、権利の設定を受ける者は大字〇〇の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇で、地目は田です。面積は2,187平米です。農地の所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

続いて整理番号2、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積は894平米となっています。農地の所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号3、権利の設定を受ける者は同じく大字〇〇の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積は1,037平米です。農地の所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号4、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積839平米です。農地の所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号5、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積1,910平米です。農地の所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号6、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積38平米です。農地の所有者は〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号7、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積は143平米です。農地の所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号8、権利の設定を受ける者は大字〇〇の〇〇〇〇さんで土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び同〇〇番地〇です。地目は共に田で、面積は497平米と1,546平米です。農地の所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号9、権利の設定を受ける者は大字〇〇の〇〇〇〇さんで土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積は1,782平米です。農地の所有者は8番と同じく大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号10、権利の設定を受ける者は大字〇〇の〇〇〇〇さんで土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び同〇〇番地〇です。地目は共に田で、面積は2,591平米と853平米です。農地の所有者は8番9番と同じく大字〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。

設定する権利は10件全て賃貸借権設定です。契約期間は1番から7番が平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間で、残りの3件は平成30年6月1日から平成35年5月31日までの5年間となっています。説明は以上です。

議長	はい。只今の説明について質問はありませんか。5番委員。
5番委員	作物のところにその他とありますが、何を作られるのですか。
議長	レンコンです。
5番委員	もう一つすみません。場所の字〇〇は何処でしょうか。
議長	〇〇〇〇〇〇の裏になります。 他にないでしょうか。質問も無いようですので、一括して採決したいと思います。議案第116号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成により、議案第116号は決定することにいたします。
議長	次に15頁の議案第117号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)についての前回の保留分を議題といたします。この案件についても一括して審議をいたします。事務局から説明してください。

事務局	総会議案・説明資料は15頁をご覧ください。この案件については総会議案・説明資料の26頁にも記載していますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。この5件の案件につきましては3月の総会に諮った案件でございますので、詳細の説明については割愛させていただきます。設定する権利は5件全て賃貸借権設定です。契約期間は5件全て平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間となっています。説明は以上です。
議長	はい。それでは質問はありませんか。8番委員どうぞ。
8番委員	この中間管理事業の利用をされている方は増えていますか。
事務局	今年度は先月からですが、昨年度と比べてあまり変わってないと思います。来月以降がどうなるか分かりませんが。
議長	6月くらいから水田での耕作が始まり、10月くらいから収穫ですから、その頃から件数が増えてくるのではないかでしょうか。
8番委員	中間管理事業を利用する人と利用権設定をする人どちらが多いのですか。
議長	それぞれでメリットとデメリットがありますが、現時点でどちらが多くなっているということは一概にはいえないと思います。 よろしいでしょうか。他に質問は無いでしょうか。議案第117号を一括して採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成により、議案第117号は決定することにいたします。
議長	次に議案第118号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。この案件につきましても一括して審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	次に議案第118号の説明を農地中間管理機構との貸借を含めた分までについて説明いたします。総会議案・説明資料は16頁から25頁までとなります。この案件につきましては1議案の57件あります。利用権設定されているのが43件です。そのうち再設定が22件で、新規が21件です。あっせんによるものが4件、農地中間管理機構との貸借が10件となっています。利用権を設定している43件のうち、使用貸借権が10件で、賃貸借権が33件で、この33件のうち、現金扱いが19件で、物納扱いが14件です。契約期間については、10年が8件、5年が25件、4年9ヶ月が1件、3年が8件、1年が1件となっています。ほかにあっせんによる所有権の移転が4件、農地中間管理機構との貸借が10件となっています。
議長	使用貸借権が設定されている案件について個別に若干説明いたします。6番は約10メートル×約100メートルの細長い農地であり、中畦で4～5箇所に区切られており、昨年まではシルバーパートナーメンバーに草払い等の管理をしてもらっていたようです。7番は面積的に535平米と狭い理由から、10番は周囲が宅地であるため、13番は農地が狭小であるため、16番は借り手の○○さんが土地改良費を支払っているため、17番は6番の隣接農地で同様に細長い農地で中畦があり、耕作がやり難いため、22番は貸し手である○○さんの希望となっているようです。議案第118号の説明は以上です。
議長	質問はありませんか。5番委員。
5番委員	1番ですが、野菜を作つて賃借料として米を30kgやられるのですか。期間は1年ですか。
事務局	はい。そう聞いています。
9番委員	質問していいでしょうか。27番は賃借料が地域で決めた目安の金額よりも安くなっていますが、何か理由があつてのことでしょうか。

事務局	これは農地の形が鍵型になっていまして、直ぐ横に家があるので、通常よりも安くなっているとのことでした。これは更新でして、この前もこの金額での契約になっています。
議長	他に質問はありませんか。よろしいでしょうか。 質問も無いようですので、一括して採決します。議案第118号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、議案第118号は決定することにいたします。
議長	次に議案第119号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての3月総会での保留分を議題といたします。この案件につきましては議案第117号でも審議をして、全員賛成により決定していますので、同様のことですのでこのまま採決をします。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第119号は決定することにいたします。
議長	次に報告第64号農地等形状変更届出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は27頁をお開きください。位置図は20頁を併せてご覧ください。番号1番について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇丙〇〇番地〇でございます。地目は田で、面積は1,732平米です。届出人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、当該農地は7枚に分かれています。狭く耕作がやりにくいために、嵩上げし1枚の田にして利用したいとのことでした。周囲の状況ですが、東が道路で、西は水路、南は田、北は道路です。ここは農振農用地となっています。地元との協議はありで条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	形状変更です。担当委員の調査報告をお願いします。
1番委員 (担当委員)	場所は〇〇の谷にある〇〇〇〇海道の橋の更に山の方になります。事務局の説明のとおり7枚に分かれている田んぼなので作業がし難いということで、嵩上げして1枚の田んぼにしたいということですので、審議をよろしくお願いします。4~5年かけての計画だそうです。
議長	形状変更が長期間に及ぶときは1年毎に報告をしてもらう必要がありましたよね。 (事務局からそうですとあります) 質問はありませんか。質問も無いようですので、採決したいと思います。1番について異議の無い方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手全員により、1番は承認することにいたします。
議長	最後に報告第65号農地法第4条適用除外の証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は28頁です。位置図は21頁を併せてご覧ください。番号1番について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇乙〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は107平米です。届出人は世間区の〇〇〇〇さんです。目的及び施設の概要ですが、農業用ハウス70.15平米と通路その他36.85平米となっています。周囲の状況ですが、東が田で、西は宅地、南は道路、北は宅地となっています。地元との協議はありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。

議長	ではここで担当委員の調査報告をお願いします。
8番委員 (担当委員)	現場は申請者の宅地内のように見えるのですが、地目は畠になつていて、そこを農機具置場として利用されています。ご審議方、よろしくお願ひいたします。許可を取らずに使用されていまして、始末書を提出してもらっています。
議長	ありがとうございました。農地法第4条適用除外を説明してください。
事務局	農地法4条については、通常県知事の許可が必要です。条件に合致した場合は、県知事の許可までは取らなくても良いということです。その条件は自分が所有する農地であって200平米以内で、農業用施設であることであつたら県知事の許可は要りませんということです。
議長	その場合は下をコンクリートで固めたらいいけませんね。
事務局	はい。その通りです。
議長	質問はありませんか。質問も無いようですので、採決したいと思います。それでは異議の無い方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。挙手全員により、承認することにいたします。 以上をもちまして、本日提案された議題審議を終わります。
	(午後4時40分終了)

	この会議録は、委員会書記をもつて記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	平成30年 5月 2日	鹿島市農業委員会	会長 印
		1番委員 印	
		2番委員 印	
		事務局長 印	